2　福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果による福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）の人口の合計数に前項に規定する市町村の特例人口の合計数を加えた数とする。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第六条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）

歳入					
都道府県			市町村		
款	項	目	款	項	目
［1　略］ ［2　略］ 3　地方譲与税			［1　略］ 2　地方譲与税		
	［1～5　略］			［1～3　略］	
	6　森林環境譲与税			4　森林環境譲与税	
		1　森林環境譲与税			1　森林環境譲与税
［4～15　略］			［3～20　略］		

備考　1　航空機燃料譲与税法第１条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第１項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4　地方特例交付金」を「5　地方特例交付金」とし、以下順次１号ずつ繰り下げ、

「3　地方譲与税	［1～5　略］ 6　森林環境譲与税	1　森林環境譲与税」を
「3　地方譲与税	［1～5　略］ 6　森林環境譲与税 7　［略］	1　森林環境譲与税」と
［4　略］		

すること。

改正前

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分（第十五条関係）

歳入					
都道府県			市町村		
款	項	目	款	項	目
［1　同左］ ［2　同左］ 3　地方譲与税			［1　同左］ 2　地方譲与税		
	［1～5　同左］ ［新設］			［1～3　同左］ ［新設］	
		［新設］			［新設］
［4～15　同左］			［3～20　同左］		

備考　1　航空機燃料譲与税法第１条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第１項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4　地方特例交付金」を「5　地方特例交付金」とし、以下順次１号ずつ繰り下げ、

「3　地方譲与税	［1～5　同左］ ［新設］	［新設］」を
「3　地方譲与税	［1～5　同左］ ［新設］ 6　［同左］	［新設］」と
［4　同左］		

すること。